

江津市緊急通報システム設置事業実施要綱

平成27年10月13日

告示第158号

(目的)

第1条 この告示は、江津市内に居住するひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報システム機器を設置し、適切なアセスメントを行う専門的知識を有するオペレーターの配置を24時間体制で行うことにより、日常生活における不安感の解消と、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ることで、高齢者等の自立した在宅生活の支援に資することを目的とする。

(緊急通報システム機器)

第2条 緊急通報システム機器（以下、「機器」という。）は、次に掲げる装置のことをいう。

- (1) 緊急通報装置 ボタンを押下することで利用者が異常を通知する装置。
- (2) センサー型見守り装置 テレビに接続し、一定時間以上の未使用または連続使用の状況から利用者の異常を検知する装置。緊急通報装置に併用する。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、江津市とし、適切な事業運営が確保できると認められる者（以下「指定事業者」という。）に委託することができる。

(利用対象者)

第4条 この事業の利用対象者は、おおむね65歳以上であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 江津市内に住所を有する在宅のひとり暮らし高齢者
- (2) 江津市内に住所を有する在宅のひとり暮らしの重度身体障害者
- (3) その他市長が必要と認める者

(協力員)

第5条 この事業の運営に当たり、対象者の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、近隣住民のボランティア（以下「協力員」という。）の協力を得るものとする。協力員は、次に掲げる事項について協力するものとする。

- (1) 対象者の安否等の状況確認

(2) その他緊急時に必要な処理

(利用の申請)

第6条 この事業の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、江津市緊急通報システム設置事業利用申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請に当たっては、原則として協力員2名を確保しなければならない。

(決定及び通知)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その利用の可否を決定し、江津市緊急通報システム設置事業利用決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に対し通知するものとする。

(機器の設置)

第8条 市長は、前条により利用決定した者（以下「利用者」という。）に対し、機器を設置する。

(費用負担)

第9条 利用者は、次の費用を負担するものとする。

- (1) 緊急通報装置に係る月額200円の利用料
- (2) センサー型見守り装置に係る月額100円の利用料
- (3) 利用者の故意による故障が生じたときの機器の修理代
- (4) 新規に電話回線設置を必要とする時の回線工事費及び契約料等

2 前項第1号から第3号の費用については、利用者が指定事業者に直接支払うものとする。ただし、同項第1号及び第2号の費用については、生活保護法による被保護世帯はこれを免除する。

(利用者の義務)

第10条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、機器を大切に取り扱い、最善の方法で管理しなければならない。
- (2) 緊急時において、協力員、消防署職員等がやむを得ない理由によりドア、窓等を破壊した場合に、協力員、消防署、指定事業者及び江津市に対し責任を問わないこと。

(届出)

第11条 利用者は、次の各号のいずれかに該当したときは、江津市緊急通報システム設置事業変更届（様式第3号）を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 連絡先や協力員等申請事項に変更があったとき。
- (2) 第4条に規定する利用対象者としての要件に該当しなくなったとき。
- (3) 利用を中止又は休止（1月以上の期間にわたり利用を中断する場合をいう。以下同じ。）するとき。
- (4) 休止していた事業の利用を再開するとき。
- (5) 設置機器の構成を変更するとき。

（利用の取り消し）

第12条 市長は、利用者が利用要件を満たさないとき又はこの事業の利用が適当でないと認めた時は、利用を取り消すことができる。

（緊急時の対応）

第13条 利用者が緊急通報を発した後、指定事業者、消防署並びに協力員等からの連絡に応答しない場合は、必要に応じて消防署員や協力員等が住居内へ立ち入り、状況の確認を行う。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成27年10月13日告示第158号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行し、平成27年8月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行前に、この告示による改正前の江津市緊急通報装置貸与事業実施要綱（平成9年江津市告示第29号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和3年8月19日告示第144号）

この告示は、令和3年10月1日から施行する。